

議案第 20 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

北名古屋市長 太田 考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市栗島児童館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市栗島児童館指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市栗島児童館

2 指定の相手方

北名古屋市宇福寺天神 4 6 番地 3

N P O 法人次世代健全育成サポートあひるっこ

代表者 中田 るり子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで